様式２

海陽町気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書（案）

○○（以下「甲」という。）と海陽町（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による住民の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第３条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

一 　名称

●●センター

二 　所在地

海陽町●●

（供用部分）

第４条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第５条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

一 　開放する曜日

●曜日～●曜日

二 　開放する時間帯

午前 ● 時～午後●時

三 　開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

●人

（施設の運用と管理）

第６条 対象施設の運用は別添のとおりとし、管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：

役職名：

氏名：

連絡先：

２ 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

３ 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第７条 甲は、徳島県を対象とする熱中症特別警戒情報が発表された場合は、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第５条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第４条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

２ 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲において行うものとする。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第８条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第４条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第４条に定める供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。

２ 前条第２項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

（変更の協議）

第９条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

（協定の有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、当該期間の満了の○か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 11 条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和 　年 　月 　日

甲　氏名

住所

乙　氏名　海陽町

住所　海陽町大里字上中須128

クーリングシェルターの運用について

海陽町では、住民のためにクーリングシェルターとして熱中症対策に取り組んでいただける施設を募集するにあたり、クーリングシェルターの運用は、次のとおりとします。

1.開館又は営業時間中は、避難者が自由に出入りできます。

2.冷房設備は、適切にメンテナンスし、稼働させます。設定温度は、避難者が快適に過ごせる温度とします。

3.あらかじめ決める受け入れ可能人数に応じて、一人ひとりの空間を適切に確保します。併せて、休憩できる椅子・ソファ等を配置します。

4.避難者が持ち込む熱中症予防のための飲み物の摂取を可能とします。

5.避難者にクーリングシェルターであることがわかるよう掲示を行います。

6.環境省が発表する熱中症予防情報について積極的に取得し、把握します。

7.環境省の熱中症特別警戒情報発令時は、開館又は営業時間中必ず開放します。

8.町のホームページ等によるクーリングシェルター公表に協力します。